

令和 8 年度山形市地方就職学生支援金交付要綱

(目的及び交付)

第 1 条 市長は、市内への移住を伴う県内就職を支援するため、東京圏内の大学又は大学院（以下「大学等」という。）を卒業し、又は修了して県内に所在する企業に就業するため本市に移住する者に対し、山形県地方就職学生支援事業実施要領（令和 8 年 4 月 1 日施行）、山形市補助金等の適正化に関する規則（昭和 5 2 年市規則第 1 0 号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において山形市地方就職学生支援金（以下「支援金」という。）を交付する。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 東京圏 東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県の一部の区域のうち、条件不利地域を除く区域をいう。
- (2) 条件不利地域 次のいずれかの地域を含む市町村（地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 1 9 第 1 項の指定都市を除く。以下同じ。）の地域をいう。
 - ア 離島振興法（昭和 2 8 年法律第 7 2 号）第 2 条第 1 項の規定により指定された離島振興対策実施地域
 - イ 山村振興法（昭和 4 0 年法律第 6 4 号）第 7 条第 1 項の規定により指定された振興山村
 - ウ 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 4 4 年法律第 7 9 号）第 4 条第 1 項に規定する小笠原諸島
 - エ 半島振興法（昭和 6 0 年法律第 6 3 号）第 2 条第 1 項の規定により指定された半島振興対策実施地域
 - オ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 1 9 号）第 2 条第 1 項の規定による過疎地域に該当する市町村又は同法第 4 2 条の規定により過疎地域とみなされた市町村
 - カ 平成 2 2 年国勢調査から令和 2 年国勢調査までの人口減少率が 1 0 %以上の市町村

(3) 移住者 次のいずれにも該当する者をいう。

ア 大学等の卒業年度又は修了年度（以下「卒業等年度」という。）において、東京都内に本部がある大学等の東京圏内のキャンパスに在学（原則４年以上）し、当該大学等を卒業し、又は修了した者（交通費に係る支援金の交付にあつては、当該大学等を卒業し、又は修了する見込みの者を含む。）

イ 大学等の卒業等年度において、東京圏内に継続して在住していた者又は在住している者

ウ 本市に移住し、本市に住民登録がある者。ただし、交通費に係る支援金の交付にあつては、内定企業に内定している者

(4) 内定企業 次のいずれにも該当する企業をいう。

ア 勤務地が山形県内に所在すること。

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第２項に定める風俗営業者又は同条第５項に定める性風俗関連特殊営業若しくは同条第１３項に定める接待業務受託営業を行う者でないこと。

ウ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。

エ 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）でないこと。

オ 交通費に係る支援金の交付にあつては、移住者にとって３親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人等でないこと。

カ 移住者の就業条件が原則週２０時間以上の無期雇用契約に基づくものであること。

キ 移住者の就業条件が山形県内を中心とした勤務を基本としていること。

ク 移住者の就業条件が東京圏への勤務を前提としていないこと。

（支援対象者）

第３条 支援金の交付の対象となる者（以下「支援対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する移住者とする。

(1) 大学等の卒業又は修了（以下「卒業等」という。）後１年以内に内定企業に就職していること。ただし、大学等の在学中に交通費に係る支援金の交付申請を行う場合にあつては、内定企業に内定していること。

(2) 山形県内で勤務していること。

- (3) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- (4) 日本国籍を有する者又は外国籍を有し、かつ、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等若しくは定住者若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者の在留資格を有する者であること。
- (5) 第5条の規定による支援金の交付申請日（以下「申請日」という。）において、卒業等日から1年以内かつ就業開始日から1年以内であること。ただし、大学等の在学中に交通費に係る支援金の交付申請を行う場合にあつては、申請日において、就業開始予定日前1年以内であること。
- (6) 本市に申請日から1年以上継続して居住する意思を有していること。ただし、大学等の在学中に交通費に係る支援金の交付申請を行う場合にあつては、卒業等後に内定企業に就職し、本市に申請日から1年以上継続して居住する意思を有していること。
- (7) この要綱と同様の趣旨の支援金等の交付（内定企業からの助成を除く。）を受けていないこと。
- (8) その他山形県知事又は市長が支援対象者として不適当と認める者でないこと。

（支援金の額等）

第4条 支援金の交付の対象となる経費（以下「支援対象経費」という。）及び支援金の額は、別表のとおりとする。ただし、支援対象経費について、内定企業からの助成があるときは、別表支援対象経費の欄に定める費用の額から当該助成額を減じて得た額を支援対象経費の額とする。

（交付申請）

第5条 規則第5条の規定にかかわらず、支援金の交付を受けようとする者は、令和8年度山形市地方就職学生支援金交付申請書（別記様式第1号－1から別記様式第1号－3まで）に次に掲げる書類を添えて、令和9年2月28日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 令和8年度山形市地方就職学生支援金の交付申請に関する誓約書兼同意書（別記様式第2号）

- (2) 就業証明書（地方就職学生支援金の申請用）（別記様式第3号）
- (3) 本人確認ができる書類（写真付き身分証明書）
- (4) 卒業等証明書（大学等の在学中に交通費に係る支援金の交付申請をする場合にあっては、在学証明書（卒業等の学年であることを確認することができるもの））
- (5) 支援対象経費の支出が確認できる領収書
- (6) 東京圏内に在住していたこと又は在住していることを確認することができる書類
- (7) 内定企業の採用に関する募集要項又は雇用契約書
- (8) その他市長が必要と認める書類

（実績報告書）

第6条 規則第13条の規定にかかわらず、前条の規定による申請をもって、規則第13条の規定による報告に代えるものとする。

（支援金額確定通知）

第7条 規則第14条の規定にかかわらず、規則第8条の規定による通知をもって、規則第14条の規定による支援金の額の確定通知に代えるものとする。

（支援金の返還）

第8条 市長は、支援金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当するときは、当該支援金の交付決定の全部を取り消すとともに、支給額の全額の返還を請求するものとする。ただし、内定企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして山形県知事及び市長が認める場合は、この限りでない。

- (1) 偽りその他不正な手段により支援金の交付を受けたとき。
- (2) 大学等の在学中に交通費に係る支援金の交付申請をした場合において、申請日から1年以内に内定企業への就業を行わなかったとき。
- (3) 大学等の在学中に交通費に係る支援金の交付申請をした場合において、申請日から1年以内に本市に転入しなかったとき。
- (4) 就業開始日から1年以内に内定企業を退職したとき（退職日から3か月以内に県内の別の就業先（第2条第4号アからクまでのいずれにも該当する企業に限る。）に就

業する場合を除く。）。

- (5) 本市に転入した日又は内定企業への就業開始日のいずれか遅い日から1年未満で本市から転出したとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

支援対象経費		支援金の額
区分	内容	
交通費	内定企業への選考面接のために要する1回の往復の交通費	支援対象経費の2分の1に相当する額とし、11,900円を上限とする。
移転費	本市への移転に要する経費	移転に要する最低限の実費であることを証明することができる場合にあっては、支援対象経費の実費の金額に相当する額とし、証明することができない場合にあっては、支援対象経費の実費の金額に相当する額とし、81,500円を上限とする。

(宛先) 山形市長

令和8年度山形市地方就職学生支援金交付申請書（交通費のみ）

1 申請者欄

フリガナ		性別	生年月日
氏名			年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			
在学大学・学部			

訪問先	企業名	
	所在地	
	会場住所	
面接・試験日	年 月 日	
内定日	年 月 日	

[illegible]

4 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）※

1	下記「山形市地方就職学生支援事業に係る個人情報 情報の取扱い」に記載された内容について	A. 同意する	B. 同意しない
2	移住日から1年以上継続して、山形市に居住する 意思について	A. 意思がある	B. 意思がない
3	山形市において実施する「労働力確保」「若者 定着促進」「女性活躍推進」「働きやすい環境 づくりの推進」を目的とし各事業への参加案内 の登録について	A. 同意する	B. 同意しない

※ 上記1～3の確認事項のB. に○を付けた場合は、地方就職支援金の支給対象となりません。

管理コード	
-------	--

山形市地方就職学生支援事業に係る個人情報の取扱い

山形市及び山形県は、山形市地方就職学生支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、山形市及び山形県は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する地方就職学生支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

様式第 1 号－ 2 （第 5 条関係）

（宛先）山形市長

年 月 日

令和 8 年度山形市地方就職学生支援金交付申請書（移転費のみ）

令和 8 年度山形市地方就職学生支援金交付要綱第 5 条の規定に基づき、支援金の交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ		性別	生年月日
氏名			年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			
大学・学部			

2 勤務先企業

勤務先	企業名	
	所在地	
就業開始日	年 月 日	

3 移転内容

日付	移住元（東京圏）	移住先	費用※1

※ 1 費用等の詳細については、別途領収書で確認するため、併せて御提出ください。

4 移住前の住民票の所在について（いずれか該当する欄に○を付けてください）

A. 移住先（山形市）に元からある（移動させていない）※ ²	
B. 他地域から新たに移住してきた（移動させた）※ ²	

※² 状況に応じた「移住元の住所の確認ができる資料」を御提出ください。

5 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）※³

1	下記「山形市地方就職学生支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について	A. 同意する	B. 同意しない
2	申請日から1年以上継続して、山形市に居住する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない
3	山形市において実施する「労働力確保」「若者定着促進」「女性活躍推進」「働きやすい環境づくりの推進」を目的とし各事業への参加案内の登録について	A. 同意する	B. 同意しない

※³ 上記1～3の確認事項のB. に○を付けた場合は、地方就職支援金の支給対象となりません。

管理コード	
-------	--

山形市地方就職学生支援事業に係る個人情報の取扱い

山形市及び山形県は、山形市地方就職学生支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、山形市及び山形県は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する地方就職学生支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

(宛先) 山形市長

年 月 日

令和8年度山形市地方就職学生支援金交付申請書（交通費及び移転費）

令和8年度山形市地方就職学生支援金交付要綱第5条の規定に基づき、支援金の交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ		性別	生年月日
氏名			年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			
大学・学部			

2 就職活動訪問先

訪問先	企業名			
	所在地			
	会場住所			
面接・試験日	年 月 日			
就業開始日	年 月 日			

3 移動経路（交通費分）（往復）

[illegible]

4 移転内容

日付	移住元（東京圏）	移住先	費用※ ¹

※1 費用等の詳細については、別途領収書で確認するため、併せて御提出ください。

5 移住前の住民票の所在について（いずれか該当する欄に○を付けてください）

A. 移住先（山形市）に元からある（移動させていない）※ ²	
B. 他地域から新たに移住してきた（移動させた）※ ²	

※2 状況に応じた「移住元の住所の確認ができる資料」を御提出ください。

6 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）※³

1	下記「山形市地方就職学生支援事業に係る個人情報取扱い」に記載された内容について	A. 同意する	B. 同意しない
2	申請日から1年以上継続して、山形市に居住する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない
3	山形市において実施する「労働力確保」「若者定着促進」「女性活躍推進」「働きやすい環境づくりの推進」を目的とし各事業への参加案内の登録について	A. 同意する	B. 同意しない

※3 上記1～3の確認事項のB. に○を付けた場合は、地方就職支援金の支給対象となりません。

管理コード	
-------	--

山形市地方就職学生支援事業に係る個人情報の取扱い

山形市及び山形県は、山形市地方就職学生支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、山形市及び山形県は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する地方就職学生支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

令和 8 年度山形市地方就職学生支援金の交付申請に関する誓約書兼同意書

- 1 山形市地方就職学生支援金の交付に関する報告について、山形県又は山形市から求められた場合には、これに応じます。
- 2 次の場合には、令和 8 年度山形市地方就職学生支援金交付要綱第 8 条の規定に基づき、支援金の全額を返還します。
 - (1) 支援金の申請に当たって、偽りその他不正な手段により支援金の交付を受けたことが判明した場合
 - (2) 在学中に交通費に係る支援金の交付を申請する場合において、支援金の申請日から 1 年以内に内定企業への就業を行わなかった場合
 - (3) 在学中に交通費に係る支援金の交付を申請する場合において、支援金の申請日から 1 年以内に山形市に転入しなかった場合
 - (4) 内定企業を就業から 1 年以内に辞した場合（退職から 3 月以内に山形県内の別の企業（要件を満たす企業に限る。）に就業する場合を除く。）
 - (5) 転入日又は内定企業への就業開始日のいずれか遅い日から 1 年未満に山形市以外の市区町村に転出した場合

【誓約・同意事項】

- ☐ 上記事項について、誓約します。
- ☐ 上記 2 の事項が遵守されているかを確認するため、本市が住民基本台帳に記録されている事項を閲覧することについて同意します。

年 月 日

（自署）

氏 名 _____

令和 年 月 日

（宛先） 山形市長

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者

就業証明書（地方就職学生支援金の申請用）

※在学中に交通費を申請する場合は、本様式を内定証明書として取り扱います。

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
内定年月日	年 月 日
就業年月日 (在学中に申請する場合は 就業予定年月日)	年 月 日
雇用形態	原則週20時間以上の無期雇用
勤務者と代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	3親等以内の親族に該当しない ※3親等以内の親族が経営する法人等も対象に含める場合は、この欄は削除ください。
山形県内での就業の有無	☐ 居住している山形県内の事業所に就業している（予定も含む）
対象経費の支援	☐ 就職活動等の参加に係る交通費の支給をしていない ☐ 当該地域への移動に係る移転費の支給をしていない

山形県地方就職学生支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、山形県及び山形市の求めに応じて、同山形県及び山形市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。